

熊本県教職員財産形成貯蓄事務取扱特例要項

(目的)

第1条 この要項は、地方公務員法の改正により定年が延長された職員及び定年前再任用短時間勤務職員に係る事務の取扱いに関し、熊本県教職員財産形成貯蓄事務取扱要項のほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(控除額の変更)

第2条 財形貯蓄控除額の変更は、毎年2月16日から4月15日までの間に、天引預入依頼書を、貯蓄者が契約金融機関等を経由して教育政策課長に提出した場合に限り、認めるものとする。

2 前項の規定により控除額の変更を希望する貯蓄者は、天引預入依頼書を、契約金融機関等を経由して、変更を希望する月の前月の15日までに教育政策課長に提出するものとする。

附 則

この要項は、令和6年（2024年）1月12日から施行する。